

情報配信運用規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）が会員及び石川県民（以下「県民」という）等に対して行う情報配信の適正かつ円滑な運用を図り、公益性の確保と社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(情報配信の定義)

第2条 本規程における「情報配信」とは、次に掲げる手段を用いて情報を発信又は配布する行為とし、それぞれは各号に定めるものをいう。

- (1) 本会ホームページ
インターネット上に設置した本会ホームページへの情報掲載による情報サービスをいう。
- (2) メールマガジン
当該サービスの登録を行った会員に対し、随時又は定期的に電子メールをもって情報を配信するサービスをいう。
- (3) 本会ニュース
会員に対し、定期的に発行するニュースへの情報掲載による情報サービスをいう。
- (4) 広報紙
県民等に対し、随時又は定期的に発行する広報誌、パンフレット等をいう。
- (5) ソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS）
本会の SNS（LINE、X、Facebook、Instagram など）への情報掲載による情報サービスをいう。
- (6) 報道機関への情報提供
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、本会の活動等に係る情報を提供又は取材を受けることをいう。
- (7) 公開講座・イベント等における広報
県民等に対する公開講座やイベント等において、健康の維持・増進や理学療法に関する情報を提供することをいう。
- (8) 広告
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を通して、本会とその活動に関する情報を広告することをいう。

(管理責任者)

第3条 情報配信に係る業務の統括ならびに管理を行うために、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、事務局長とする。
- 3 管理責任者は、情報配信が適正かつ円滑に運用されるように指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(配信責任者)

第4条 情報配信の適性かつ円滑な運用を行うために、配信責任者を置く。

- 2 配信責任者は、メディアネットワーク部長とする。

- 3 配信責任者の業務は、次に定めるものとする。
 - (1) 情報配信の承認
 - (2) 情報配信の内容に関する指導及び助言
 - (3) 配信した情報に関する会員又は県民等からの質問、要望等への対応
 - (4) その他、情報配信の適性かつ円滑な運用に必要な事項

(配信内容の基準)

第5条 配信する情報は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 公益性の高い情報であること
 - (2) 公正・中立であり、誤解を与えないものであること
 - (3) 社会通念および法令に反しないこと
 - (4) 個人情報や機密情報が適切に管理されていること
 - (5) 政治的・宗教的に偏らないこと
 - (6) 差別的、誹謗中傷的な表現を含まないこと
 - (7) 著作権者の承諾のない著作物等を含まないこと
- 2 情報配信の前には、次のことを確認することとする。
 - (1) 内容の正確性
 - (2) 情報の公益性・必要性
 - (3) 情報配信後の影響およびリスクの有無
 - (4) 関係者からの確認・同意（必要に応じて）

(情報配信の依頼)

第6条 本会の役員又は各部局が情報を配信しようとするときは、その内容について配信責任者の承認を経なければならない。

- 2 災害情報その他の緊急を要する情報を発信するときは、この限りでない。

(メールマガジン)

第7条 メールマガジンの配信対象者は、本会の正会員、名誉会員のうち配信の申込みを行った者とする。

- 2 理事会の承認を得た場合は、前号に定める者以外への配信ができる。
- 3 配信の申込みは、本会ホームページ上から受信希望の登録を行うことにより行うこととする。

(本会ニュース)

第8条 本会ニュースの配布対象者は、本会の正会員、名誉会員とする。

- 2 理事会の承認を得た場合は、前号に定める者以外への配布ができる。

(SNS)

第9条 SNSの配信対象者は、会員・非会員を問わず、一般に向けた情報発信を行うものとし、希望者が各SNS上で閲覧・フォローできるものとする。

(情報配信の内容)

第10条 情報配信の内容は、次に定めるものとする。

- (1) 会長等からのメッセージ

- (2) 本会事業に関する案内・連絡
- (3) 研修会等の案内
- (4) その他、会員又は県民等に有益と判断される情報

(モニタリングおよび対応)

- 第11条 担当部員は、情報配信後の会員等からの意見や感想等を継続的に確認することとする。
- 2 不適切な情報が判明した場合は速やかに訂正・削除などの対応を行う。
 - 3 本規程に違反した場合は、必要に応じて理事会の議を経て、注意、指導又はその他の必要な措置を講じる。

(改廃)

- 第12条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 本規程は、平成23年10月1日施行の「メールマガジン運用規程」を廃止し、これに代わるものとして、令和7年8月7日より施行する。